

美作大学学則

第1章 総則

第1条 本学は、高等教育及び学術の拠点として、小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し、能力を向上させ、創造的で自立した人間を育成する。また、専門教育と教養教育の充実及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人を養成する。更に、地域社会の課題を反映させた教育研究に取り組むとともに、地域社会の人々に対し、広く学習の機会を提供することを通し、生活の向上及び文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究の向上を図るとともに、その目的を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動等について自ら点検・評価を行う。

2 自己点検・評価委員会の構成・運営については、別に定める。

第2条 本学は、美作大学と称する。

第3条 本学は、岡山県津山市北園町50番地に置く。

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

生活科学部 食物学科 児童学科 社会福祉学科

2 各学科の人材養成の目的は次のとおりとする。

食物学科

保健、医療、福祉及び教育分野の栄養サポートや食育を担い、食のエキスパートとして食生活の改善に寄与し、それを通して地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

児童学科

子どもを取りまく社会環境の変化や子どもの意識・行動の複雑化、多様化等に対応した教育の推進を通じ、保育、教育及び子育て支援の分野において優れた知見と実践的・応用的能力を身に付けた、地域社会に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

社会福祉学科

少子・高齢化が急速に進むわが国において、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが強く求められている。そのような社会的要請に応え、誰もが住み慣れたまちや地域でのいきいきとした生活を実現するために諸課題の解決を目指し、地域社会づくりに貢献する社会福祉士の養成を目的とする。

3 各学科の教育目標は別に定める。

4 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは別に定める。

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

第6条 本学の各学科の定員は、次の通りとする。

食物学科 入学定員 80名 編入学定員 5名(3年次) 収容定員 330名

児童学科 入学定員 80名 編入学定員 3名(3年次) 収容定員 326名

社会福祉学科 入学定員 50名 編入学定員 2名(2年次) 収容定員 206名

第6条の2 本学に、大学院を置く。大学院に関する規程は別に定める。

第2章 学年及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、教授会の議を経て、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

第9条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日・日曜日

(2) 春季休業 4月1日から4月8日まで

(3) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は、教授会の議を経て、臨時に休業日を設け、又は臨時に変更することができる。

ただし、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第3章 教育課程・授業科目の単位数及び履修方法

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の基準は、その組み合わせに応じ、前(1)～(3)号に規定する基準を考慮して本学が定める。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる卒業研究等の授業科目については、その科目に必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条の2 講義、演習、実験、実習若しくは実技の授業は、多様なメディアを高度に利用して当該授業を履修させることができる。メディアを利用して行う授業はパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 メディアを利用して行う授業は教室等以外の場所で履修させることができる。

3 メディアを利用して行う授業に関する規程は別に定める。

第11条 本学の教育課程は、別表1・2のとおりである。

第12条 学生は、4年以上本学に在学し、第11条の教育課程別表1に掲げる授業科目を履修し、124単位以上修得しなければならない。

2 教育職員免許状を得ようとするものは、前項の規定による単位を修得し、か

つ教育職員免許法・同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

- 3 栄養士免許証を得ようとするものは、食物学科に在籍し、栄養士法・同法施行規則に定める教育の内容に基づいて開設した科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 卒業と同時に管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、食物学科に在籍し、栄養士法施行令・管理栄養士学校指定規則に定める教育の内容に基づいて開設した科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 本学の各学科において取得できる免許及び資格の種類は次のとおりとする。

学科	取得できる免許及び資格の種類
食物学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状 栄養士免許証
児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（家庭） 保育士資格
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）

- 6 第 12 条第 1 項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 10 条の 2 の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

第 1 2 条の 2 教育上有益と認めるときは、学科・専攻にコースを置くことができる。

- 2 児童学科に小学校教員養成コースと保育士・幼稚園教員養成コースを置く。児童福祉法施行令第 13 条第 1 項第 1 号に定める保育士の資格を得ようとする者は、保育士・幼稚園教員養成コースに所属しなければならない。
- 3 食物学科に食品衛生コースを置く。食品衛生法第 30 条並びに食品衛生法施行令第 9 条に定める食品衛生監視員、食品衛生法第 48 条に定める食品衛生管理者の資格を得ようとする者は、食品衛生コースに所属しなければならない。
- 4 コースに関し、必要な事項は別に定める。

第 1 3 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 1 4 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学等の授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

本学と単位互換に関する協定のある大学又は短期大学等の授業科目につい

ては別に定める協定書等によるものとする。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、60単位を超えないものとする。

4 学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合は前3項を準用する。

この場合、履修したものとみなすことができる単位は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第14条の2 前2条の規定にかかわらず、児童学科の保育士・幼稚園教員養成コースにおける保育士資格取得に係る単位については別に定めるものとする。

第4章 単位の認定及び卒業

第15条 単位の認定は、試験による。

(1) 試験は科目試験とする。

(2) 科目試験は原則として毎学期末に行う。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を認定する。

3 前2項の成績は、優・良・可・不可の4段階とし、可以上を合格とする。

ただし、教育上有益と認めるときは、学修の成果を評価して単位認定のみを行うことができる。

第16条 本学に4年以上在学し、第12条の規定に定める所定の単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定した者に、学長は学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第17条 在学期間は、8年を超えることはできない。

2 ただし、第27条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学・休学・復学・退学・再入学・留学

・編入学・転(入)学・転学科及び除籍

第18条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第20条 入学は、志願者中より試験により選考の上、これを許可する。

第21条 削除

第22条 入学志願者又は学則第26条第2項に規定する再入学志願者は、所定の入学願書に、別に定める書類及び入学検定料3万円を添えて提出しなければならない。ただし、大学入試センター試験のみを利用する場合は2万円とする。

第23条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書を保証人連署のうえ、提出しなければならない。

第24条 保証人は、年齢30歳以上で、独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人を変更しようとするときは、速やかに届け出なければならない。

3 保証人が転居したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保証人が長期にわたり不在のときは、あらかじめ相当の代理人を定め、届け出なければならない。

第25条 病気その他の事由で、引続き3か月以上修学することができない者は、1年以内休学することができる。

ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学をすることができる。

2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

3 休学の事由が解消した者は、届け出により復学することができる。

第26条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ、願い出なければならない。

2 前項により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

第26条の2 本学の学生で外国の大学へ留学を希望する者については、当該学科及び教務委員会の意見を求めた上で、学長は留学を認めることができる。

2 前項の規定による留学の期間のうち、第5条に規定する修業年限に算入できるのは、1年を原則とする。ただし、特に必要と認められるときは、2年までとすることができる。

3 留学に関する手続等必要な事項については、別に定める。

第27条 他の大学等から本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、編入学を許可する。

2 出願資格・選考方法・既に履修した科目と単位数の認定・編入学後の在学年数及びその他必要な事項については、美作大学編入学規程に定める。

第27条の2 他の大学等から本学に転入学を志願する者があるときは、当該学科の学年の学生の教育に支障がないと認められた場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 出願資格・選考方法・既に履修した科目と単位数の認定・転入学後の在学年数及びその他必要な事項については、美作大学転入学規程に定める。

第28条 本学の学生が転学科を願い出たときは、当該学科の学年の学生の教育に支障がないと認められた場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

2 出願資格・選考方法・既に履修した科目と単位数の認定・転学科後の在学年数及びその他必要な事項については、美作大学転学科規程に定める。

第28条の2 本学の学生が転学を願い出たときは、事情止むを得ないと認めた場合に限り、これを許可することができる。

第29条 次の各号の一に該当する学生は除籍することができる。

- (1) 学費を滞納し、督促を受けてもなお所定の期日までに納入しない者
- (2) 第17条に定める在学年数を越えた者
- (3) 第25条第1項・第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第30条 学生の入学・編入学・転入学・転学科及び再入学については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 学生の休学・復学・退学・留学・転学・除籍の手続き及びその他必要な事項については、別に定める。

第6章 入学金及び学費

第31条 本学に入学を許可された者は、入学金27万円を納めなければならない。

第32条 授業料及び施設設備費の年額は、次のとおりとする。

	授業料	施設設備費
食 物 学 科	100万円	10万円
児 童 学 科	90万円	10万円
社 会 福 祉 学 科	90万円	10万円

第33条 学費とは、授業料・施設設備費・その他教育に必要な費用をいう。

2 学費は、これを2期に分け、所定の期日までに納めるものとする。

ただし、各月分納を願い出たときは、これを許可することができる。この場合は、休業中も所定の期日までに納入しなければならない。

第34条 正当な理由なくして学費を滞納した者に対しては、試験ならびに単位認定をしない。

第35条 期中途中で退学・休学及び他の大学への転学の場合にも、その期の学費は納入しなければならない。

ただし、期を通して休学する場合は、その期の学費は免除する。

第36条 学費の種類・金額・納入に必要な手続き等については、別に定める。

第37条 既納の納入金は、理由のいかんを問わずこれを返付しない。

ただし、入学予定者で入学手続き後に、入学辞退を申し出た者には、指定した日までに、文書による入学辞退届を提出したものに限り、入学金を除く既納の納入金を返付する。

第7章 職員組織及び教授会

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項のほか、必要に応じ副学長・学部長及びその他の職員を置くことができる。

3 学長、副学長及び学部長の選任方法及びその他必要な事項については、別にこれを定める。

第39条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、教授、准教授及び事務局長でこれを組織する。なお、副学長及び学部長は、前条第2項の規定により、これらの職を置く場合に限る。

ただし、必要に応じて他の職員を参加させることができる。

第40条 教授会は、学長が次に掲げる各号について決定を行うに当たり、審議を行い意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するものの他、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会の運営に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第8章 褒賞及び懲戒

第41条 本学の学生で、学術優秀・操行善良で、学生生活に寄与するところが顕著と認められた者は、教授会の議を経て、奨学金又は他の方法で、学長がこれを表彰する。

第42条 本学学生で、学則その他学内諸規程に違反、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関する手続き及びその他必要な事項は、別にこれを定める。

第9章 科目等履修生・特別聴講学生

第43条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目を履修することを希望する者に対しては、部科（課）長会議において当該学科学生の学修に支障がないと認めたとときに限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。なお、本学が高大連携に関する協定を締結している高等学校等の履修生徒については、これを特に生徒科目等履修生と称し、選考の上、許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に検定料1万円を添え、各期開始日までに願出しなければならない。
- 3 科目等履修生は、1単位につき1万2千円の履修料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 前2・3項の規定に関わらず、生徒科目等履修生については、検定料及び履修料を免除する。
- 5 科目等履修生及び生徒科目等履修生に関して必要な事項は、それぞれ別にこれを定める。

第44条 削除

第44条の2 本学と単位互換協定を締結した大学、短期大学、高等専門学校等の学生で、特別聴講学生を志願する者に対しては、部科（課）長会議において当該学科学生の学修に支障がないと認めたとときに限り、選考の上、特別聴講学生として

これを許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第10章 研究生

第45条 本学の学生以外で、本学において特定の事項を研究することを希望する者に対しては、第19条の規定にかかわらず、学長は、教授会の意見を求め、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料1万円を添え、研究開始1か月以前に願出しなければならない。

第46条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究を行う。

第47条 研究料は、当該年度の授業料の半額とし、研究開始の当初の月に納入するものとする。

ただし、本学の卒業生については別に定める。

2 実習・実験等に要する費用は、必要に応じて研究生の負担とする。

第48条 研究生が相当の成果をあげたと認められた場合は、学長は研究証明書を交付することができる。

第11章 外国人留学生

第49条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第50条 削除

第12章 公開講座

第51条 本学は適時公開講座を設け、学生及び一般市民の研究のために資することができる。

2 公開講座の企画・運営に関する規程は、別にこれを定める。

第52条 削除

第13章 図書館

第53条 本学に、図書館を設け、職員及び学生の研究に資する。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第54条 削除

第14章 附属施設等

第55条 本学に、地域生活科学研究所を設け、教育研究に資する。

2 研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第56条 削除

第56条の2 本学に、学生の社会性の涵養及び地域貢献のため、ボランティアセンターを設けることができる。

2 ボランティアセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第56条の3 本学に、スポーツ振興及びスポーツによる地域貢献のため、スポーツセンターを設けることができる。

2 スポーツセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第56条の4 本学に、学修・学術情報センターを設ける。

2 学修・学術情報センターに関する規程は、別にこれを定める。

第56条の5 本学に、教職課程センターを設ける。

2 教職課程センターに関する規程は、別にこれを定める。

第15章 厚生保健施設

第57条 本学に寮舎を設置し、希望により学生の入寮を許可し、その共同生活のために資する。

2 寮舎に関する細則は、別にこれを定める。

第58条 本学に保健室を設け、職員・学生の福祉をはかり、その保健に資する。

第59条 削除

第60条 本学に育英会の制度を設け、学費の支出の困難な学生に対し奨学金を支給又は貸与する。

2 育英会に関する規則は、別にこれを定める。

第61条 削除

第16章 幼稚園

第62条 本学に、美作大学附属幼稚園を設ける。

2 美作大学附属幼稚園園則は、別にこれを定める。

第63条 削除

附 則

第64条 この学則は、昭和42年4月1日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和43年4月1日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和44年4月1日より実施する。

ただし、昭和43年度以前の入学者については、第4条・第6条・第10条第2項第1号・第11条の別表・第12条第1号及び第3号について、改正前の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和45年10月1日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和46年4月1日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和48年4月1日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和49年4月1日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和50年4月1日より実施する。

ただし、昭和49年度以前の入学者については、第30条・第31条について、

入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和51年4月1日より実施する。

ただし、昭和50年度以前の入学者については、第30条及び第31条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和52年4月1日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和53年4月1日より実施する。

ただし、昭和52年度以前の入学者については、第30条・第31条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和55年4月1日より実施する。

ただし、昭和54年度以前の入学者については、第30条・第31条について、入学時の学則によるものとする。

1 本学則は、昭和56年4月1日より改正する。

ただし、昭和55年度以前の入学者については、第4条・第6条・第11条・第12条について改正前の学則によるものとし、第32条・第33条について、入学時の学則によるものとする。

2 各学科の総定員は、学則第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	年度		
	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
食物学科	40名	80名	120名
児童学科	60名	120名	180名

本学則の一部を改正し、昭和57年4月1日より実施する。

ただし、昭和56年度以前の入学者については、第32条・第33条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和58年4月1日より実施する。

ただし、昭和57年度以前の入学者については、第32条・第33条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和59年4月1日より実施する。

ただし、昭和58年度以前の入学者については、第32条・第33条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和60年4月1日より実施する。

ただし、昭和59年度以前の入学者については、第32条・第33条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和61年4月1日より実施する。

ただし、昭和60年度以前の入学者については、第32条・第33条について、入学時の学則によるものとする。

1 本学則は、昭和62年4月1日より改正する。

ただし、昭和61年度以前の入学者については、第11条・第32条・第33条について、入学時の学則によるものとする。

2 各学科の総定員は、学則第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	年度		
	昭和62年度	昭和63年度	昭和64年度
食物学科	140名	120名	100名
児童学科	240名	240名	240名

本学則の一部を改正し、昭和 63 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 62 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成元年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 63 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 2 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成元年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

- 1 本学則の一部を改正し、平成 3 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 2 年度以前の入学者については、第 11 条・第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

- 2 学則第 6 条の規定にかかわらず、食物学科の入学定員は平成 3 年度より平成 7 年度までの間は、女子 40 名とする。

本学則の一部を改正し、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 3 年度以前の入学者については、第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 15 条・第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 5 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 3 年度以前の入学者については、第 11 条・第 12 条について入学時の学則によるものとし、第 33 条について平成 3 年度の学則によるものとする。平成 4 年度以前の入学者については、第 32 条について入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 6 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 3 年度以前の入学者については、第 11 条・第 12 条について入学時の学則によるものとし、第 33 条について平成 3 年度の学則によるものとする。平成 5 年度以前の入学者については、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。第 22 条については平成 7 年度入学志願者から適用する。第 31 条については平成 7 年度入学者から適用する。

- 1 本学則の一部を改正し、平成 8 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 7 年度以前の入学者については、第 11 条・第 12 条・第 32 条・第 33 条について入学時の学則によるものとする。

- 2 学則第 6 条の規定にかかわらず、食物学科の入学定員は平成 8 年度より平成 11 年度までの間は、女子 40 名とする。

本学則の一部を改正し、平成 10 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 9 年度以前の入学者については、第 11 条・第 12 条・第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 11 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 10 年度以前の入学者については、児童学科別表 1 について、入学時の学則によるものとする。

- 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日より改正する。

ただし、平成 11 年度以前の入学者については、第 4 条・第 6 条・第 11 条・第 12 条について改正前の学則によるものとし、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

- 2 各学科の収容定員は、学則第 6 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度
食 物 学 科	2 0 0 名	2 4 0 名	2 8 0 名
児 童 学 科	2 4 0 名	2 4 0 名	2 4 0 名
福 祉 環 境 デ ザ イン 学 科	8 0 名	1 6 0 名	2 4 0 名

本学則の一部を改正し、平成 13 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 12 年度以前の入学者については、第 11 条・第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 13 年度以前の入学者については、第 11 条・第 32 条について、入学時の学則によるものとする。第 2 条・第 6 条・第 60 条・第 61 条について、平成 14 年度は改正前の学則によるものとし、平成 15 年度から適用する。

本学則の一部を改正し、平成 14 年 7 月 23 日より実施する。

本学則の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 14 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条、第 13 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 16 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 15 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条、第 13 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 16 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 17 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、本学則の一部を改正し、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 18 年度以前の入学者については、第 6 条、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

各学科の収容定員は、学則第 6 条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

年度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度
食 物 学 科	3 2 0 名	3 2 0 名	3 2 0 名
児 童 学 科	2 6 0 名	2 8 0 名	3 0 0 名
福 祉 環 境 デ ザ イン 学 科	3 2 0 名	3 2 0 名	3 2 0 名

本学則の一部を改正し、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 19 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。

本学則の一部を改正し、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 20 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 21 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32

条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 22 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 23 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 24 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 25 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 26 年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

- 1 本学則の一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 27 年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

- 2 学則第 6 条及び第 27 条については平成 29 年度から適用する。

- 3 各学科の収容定員は、学則第 6 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科 \ 年度	平成 29 年度
食 物 学 科	3 2 5 名
児 童 学 科	3 2 0 名
社 会 福 祉 学 科	2 0 0 名

- 1 本学則の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 28 年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

- 2 別表 1 の専門教育科目（食物学科）「家庭経営学概論」「衣生活論」「被服整理学」に係る変更は、平成 28 年度以降の入学者に適用する。

- 3 学則第 6 条については平成 30 年度から適用する。

- 4 各学科の収容定員は、学則第 6 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科 \ 年度	平成 30 年度
食 物 学 科	3 3 0 名
児 童 学 科	3 2 3 名
社 会 福 祉 学 科	2 0 3 名

本学則の一部を改正し、2019（平成 31）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 30 年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2020（令和 2）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2019（平成 31）年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12

条について、入学時の学則によるものとする。

また、学則別表 1 の防災関連科目については、2019（平成 31）年度以前の入学者にも適用する。

本学則の一部を改正し、2021（令和 3）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2020（令和 2）年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2023（令和 5）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、第 6 条の社会福祉学科の編入学定員については 2024（令和 6）年 4 月 1 日より施行する。

本学則の一部を改正し、2024（令和 6）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2023（令和 5）年度以前の入学者については、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2025（令和 7）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2024（令和 6）年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

【学則】別表 1

教養・基礎教育科目（食物学科）

区分	授 業 科 目	必修・選 択の別	単位数	備考	
導 入 科 目	1 年 次 セ ミ ナ ー	必修	2		
共 通 教 養 科 目	人 権 教 育	選択	2		
	日 本 国 憲 法	選択	2		
	心 理 学 概 論	選択	2		
	日 本 語 リ テ ラ シ ー	選択	2		
	S D G s 関 連 科 目	現 代 生 活 論	選択	2	
		国 際 社 会 と 日 本	選択	2	
地 球 環 境 論		選択	2		
キ ャ リ ア 科 目	キ ャ リ ア デ ザ イン 論	選択	1		
	ボ ラ ン テ ィ ア 論	選択	1		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ 実 習	選択	1		
	ボ ラ ン テ ィ ア 実 習	選択	1		
デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目	情 報 リ テ ラ シ ー I	選択	2	この6科目の中から、3科目6単位以上選択必修	
	情 報 リ テ ラ シ ー II	選択	2		
	情 報 リ テ ラ シ ー III	選択	2		
	調 査 と 統 計	選択	2		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 I	選択	1		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 II	選択	1		
外 国 語 科 目	英 語 I	必修	1	この12科目の中から、2科目2単位以上選択必修	
	英 語 II	必修	1		
	英 語 III	選択	1		
	英 語 IV	選択	1		
	英 語 資 格 認 定 I	選択	1		
	英 語 資 格 認 定 II	選択	2		
	フ ラ ン ス 語 I	選択	1		
	フ ラ ン ス 語 II	選択	1		
	韓 国 語 I	選択	1		
	韓 国 語 II	選択	1		
	中 国 語 I	選択	1		
	中 国 語 II	選択	1		
	留 学 生 日 本 語 I	選択	1		「外国人留学生選考」 合格者のみ履修可
留 学 生 日 本 語 II	選択	1			
ス ポ ー ツ 健 康 科 目	レ ク リ エ ー シ ョ ン 概 論	選択	2	この4科目の中から、2科目2単位以上選択必修	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技 ・ 実 習	選択	2		
	ス ポ ー ツ 健 康 講 義	選択	1		
	ス ポ ー ツ 健 康 実 習	選択	1		
防 災 関 連 科 目	災 害 を 知 る	選択	2	「防災士」関連科目	

区分	授 業 科 目	必修・選 択の別	単位数	備考
	災 害 に 備 え る	選 択	2	
単 位 互 換 科 目	放 送 大 学 科 目 I	選 択	—	単位は修得した科目の単位数を認定 する
	放 送 大 学 科 目 II	選 択	—	
	大学コンソーシアム岡山科目 I	選 択	—	
	大学コンソーシアム岡山科目 II	選 択	—	
学 科 基 礎 科 目	基 礎 化 学 I	選 択	2	
	基 礎 化 学 II	選 択	2	
	栄 養 基 礎 化 学	選 択	2	
	基 礎 生 物 学 I	選 択	2	
	基 礎 生 物 学 II	選 択	2	
合 計			65	必修科目 14 単位(含む選択必修科目 10 単位)選択科目 51 単位

【教養・基礎教育科目の卒業要件】

必修科目 4 単位、選択必修科目 10 単位以上と選択科目 16 単位を合わせた、計 30 単位以上を修得のこと。

専門教育科目（食物学科）

授業科目	必修・選択の別	単位数	備考
家庭経営学概論	選択	2	含家族関係学及び家庭経済学
衣生活論	選択	2	含被服学
住生活論	選択	2	
食生活論	選択	2	
公衆衛生学Ⅰ	選択	2	○
公衆衛生学Ⅱ	選択	2	○
健康管理概論	選択	2	○
社会福祉概論	選択	2	○
病理学	選択	2	○
疾病診断と治療	選択	2	○
解剖生理学Ⅰ	選択	2	○
解剖生理学Ⅱ	選択	2	○
解剖生理学実習Ⅰ	選択	1	○
解剖生理学実習Ⅱ	選択	1	○
生化学Ⅰ	選択	2	○
生化学Ⅱ	選択	2	○
生化学実験	選択	1	○
微生物学	選択	2	○
基礎医学	選択	2	
食品学Ⅰ	選択	2	○
食品学Ⅱ	選択	2	○
食品学Ⅲ	選択	2	
食品学実験	選択	1	○
食品学実習	選択	1	○
食品衛生学	選択	2	○
食品衛生学実験	選択	1	○
調理学	選択	2	○
調理学実習Ⅰ	選択	1	○
調理学実習Ⅱ	選択	1	○
給食調理学実習	選択	1	○
調理学実験	選択	1	○
基礎栄養学Ⅰ	選択	2	○
基礎栄養学Ⅱ	選択	2	○
基礎栄養学実験	選択	1	○
応用栄養学Ⅰ	選択	2	○
応用栄養学Ⅱ	選択	2	○
小児栄養学演習	選択	1	
高齢期栄養学演習	選択	1	
応用栄養学実習	選択	1	○
栄養アセスメント	選択	2	○
栄養教育論Ⅰ	選択	2	○

授業科目	必修・選択の別	単位数	備考
栄養教育論Ⅱ	選択	2	○
栄養教育論実習Ⅰ	選択	1	○
栄養教育論実習Ⅱ	選択	1	○
カウンセリング	選択	2	○
臨床栄養学概論	選択	2	○
臨床栄養学各論	選択	2	○
臨床栄養学実習Ⅰ	選択	1	○
臨床栄養学実習Ⅱ	選択	1	○
福祉臨床栄養学	選択	2	○
福祉臨床栄養学実習	選択	1	○
栄養ケアプラン	選択	2	○
公衆栄養学Ⅰ	選択	2	○
公衆栄養学Ⅱ	選択	2	○
公衆栄養学実習	選択	1	○
給食経営管理論Ⅰ	選択	2	○
給食経営管理論Ⅱ	選択	2	○
給食経営管理論実習	選択	1	○
栄養管理総合演習	選択	1	○
臨地実習事前・事後指導	選択	1	○
臨地実習Ⅰ	選択	1	○
臨地実習Ⅱ	選択	1	○
臨地実習Ⅲ	選択	1	○
臨地実習Ⅳ	選択	1	○
放送大学科目Ⅲ	選択	—	単位は修得した科目の単位数を認定する
放送大学科目Ⅳ	選択	—	
大学コンソーシアム岡山科目Ⅲ	選択	—	
大学コンソーシアム岡山科目Ⅳ	選択	—	
管理栄養特別演習Ⅰ	選択	1	
管理栄養特別演習Ⅱ	選択	1	
管理栄養特別演習Ⅲ	選択	1	
管理栄養特別演習Ⅳ	選択	1	
管理栄養特別演習Ⅴ	選択	1	
管理栄養特別演習Ⅵ	選択	1	
管理栄養特別演習Ⅶ	選択	1	
管理栄養特別演習Ⅷ	選択	1	
食料経済	選択	2	
食事計画論	選択	2	
学校栄養教育論Ⅰ	選択	2	
学校栄養教育論Ⅱ	選択	2	
被服実習	選択	1	
保育学	選択	2	
食物学演習	必修	1	
卒業研究	選択	4	

授業科目	必修・選択の別	単位数	備考
合計		125	必修科目 1 単位に選択科目を加え、94 単位以上修得すること。

(注) 卒業と同時に管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、備考欄の○印の科目の単位をすべて修得しなければならない。

【専門科目の卒業要件】

必修科目 1 単位と選択科目 93 単位を合わせた、計 94 単位以上を修得すること。

教養・基礎教育科目（児童学科）

区分	授 業 科 目	必修・選 択の別	単位数	備考	
導 入 科 目	1 年 次 セ ミ ナ ー	必修	2		
共 通 教 養 科 目	人 権 教 育	選択	2		
	日 本 国 憲 法	選択	2		
	心 理 学 概 論 I	選択	2		
	日 本 語 リ テ ラ シ ー	選択	2		
	SDGs 関連科目	現 代 生 活 論	選択	2	
国 際 社 会 と 日 本		選択	2		
地 球 環 境 論		選択	2		
キ ャ リ ア 科 目	キ ャ リ ア デ ザ イン 論	選択	1		
	ボ ラ ン テ ィ ア 論	選択	1		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ 実 習	選択	1		
	ボ ラ ン テ ィ ア 実 習	選択	1		
デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目	情 報 リ テ ラ シ ー I	選択	2	この6科目の中から、3科目6単位 以上選択必修	
	情 報 リ テ ラ シ ー II	選択	2		
	情 報 リ テ ラ シ ー III	選択	2		
	調 査 と 統 計	選択	2		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 I	選択	1		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 II	選択	1		
外 国 語 科 目	英 語 I	必修	1	この12科目の中から、2科目2単 位以上選択必修	
	英 語 II	必修	1		
	英 語 III	選択	1		
	英 語 IV	選択	1		
	英 語 資 格 認 定 I	選択	1		
	英 語 資 格 認 定 II	選択	2		
	フ ラ ン ス 語 I	選択	1		
	フ ラ ン ス 語 II	選択	1		
	韓 国 語 I	選択	1		
	韓 国 語 II	選択	1		
	中 国 語 I	選択	1		
	中 国 語 II	選択	1		
	留 学 生 日 本 語 I	選択	1		「外国人留学生選考」 合格者のみ履修可
	留 学 生 日 本 語 II	選択	1		
ス ポ ー ツ 健 康 科 目	レ ク リ エ ー シ ョ ン 概 論	選択	2	この4科目の中から、2科目2単位 以上選択必修	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技 ・ 実 習	選択	2		
	ス ポ ー ツ 健 康 講 義	選択	1		
	ス ポ ー ツ 健 康 実 習	選択	1		
防 災 関 連 科 目	災 害 を 知 る	選択	2	「防災士」関連科目	
	災 害 に 備 え る	選択	2		
単 位 互 換 科 目	放 送 大 学 科 目 I	選択	—	単位は修得した科目の単位数を認定 する	
	放 送 大 学 科 目 II	選択	—		
	大 学 コ ン ソ ー シ ア ム 岡 山 科 目 I	選択	—		
	大 学 コ ン ソ ー シ ア ム 岡 山 科 目 II	選択	—		

区分	授 業 科 目	必修・選 択の別	単位数	備考
学 科 基 礎 科 目	児 童 学 概 論	選 択	2	
	児 童 文 化 学 概 論	選 択	2	
	実 践 力 基 礎 演 習	選 択	2	教員・保育士資格取得希望者は履修
	心 理 学 概 論 II	選 択	2	
	芸 術 と 人 間	選 択	2	
合 計			65	必修科目 14 単位(含む選択必修科目 10 単位)選択科目 51 単位

【教養・基礎教育科目の卒業要件】

必修科目 4 単位、選択必修科目 10 単位以上と選択科目 16 単位を合わせた、計 30 単位以上を修得のこと。

専門教育科目（児童学科）

区分	授業科目	必修・選択 の別	単位数	備考
児童文化領域	児童文学	選択	2	この3科目の中から、2科目4単位以上 選択必修
	児童美術	選択	2	
	児童音楽	選択	2	
	児童文学演習	選択	2	この3科目の中から、1科目2単位以上 選択必修
	児童美術演習	選択	2	
	児童音楽演習	選択	2	
心理学領域	発達心理学Ⅰ	必修	2	
	発達心理学Ⅱ	必修	2	
	発達心理学Ⅲ	選択	2	
	子ども理解の理論と方法	選択	1	
	教育心理学	選択	2	
	学校臨床心理学	選択	2	
	心理学研究法	選択	2	
	心理統計法	選択	2	
	心理データ解析	選択	2	
	心理学基礎実験	選択	2	
	心理学実験演習	選択	2	
	認知心理学	選択	2	
	学習心理学	選択	2	
	比較心理学	選択	2	
	児童臨床心理学	選択	2	
	児童臨床心理学演習	選択	2	
	心理診断法	選択	2	
	カウンセリング	選択	2	
	社会心理学	選択	2	
	家族心理学	選択	2	
心理学特論	選択	2		
教育学領域	児童教育学概論	必修	2	
	教職論	選択	2	
	学校教育社会学	選択	2	
	教育原理	選択	2	
	教育課程論（小・中）	選択	2	
	教育課程各論	選択	2	
	生徒・進路指導論	選択	2	
	教育相談	選択	2	
	特別支援教育の理解	選択	1	
	道徳教育指導論	選択	2	
	特別活動指導法	選択	1	
	総合的な学習の時間の指導法	選択	1	

	教育方法技術論・情報通信技術教育論	選択	2	
教科関連領域	国語概論	選択	2	
	書道	選択	2	
	社会科学概論	選択	2	
	数学概論	選択	2	
	理科概論	選択	2	
	生活科概論	選択	2	
	音楽Ⅰ（器楽）	選択	2	
	音楽Ⅱ（器楽）	選択	2	
	音楽Ⅲ（声楽）	選択	2	
	美術Ⅰ（絵画）	選択	2	
	美術Ⅱ（彫塑）	選択	2	
	児童体育	選択	2	
	児童保健学概論	必修	2	
	家庭科概論	選択	2	
	児童英語	選択	2	
	家庭経営学概論（含家族関係学及び家庭経済学）	選択	2	
	衣生活論（含被服学）	選択	2	
	被服実習	選択	1	
	食物学	選択	2	
	食品学	選択	2	
	住生活論	選択	2	
保育学	選択	2		
教職関連領域	国語科教育法	選択	1	
	国語科教育法研究	選択	1	
	社会科教育法	選択	1	
	社会科教育法研究	選択	1	
	算数科教育法	選択	1	
	算数科教育法研究	選択	1	
	理科教育法	選択	1	
	理科教育法研究	選択	1	
	生活科教育法	選択	1	
	生活科教育法研究	選択	1	
	音楽科教育法	選択	1	
	音楽科教育法研究	選択	1	
	図画工作科教育法	選択	1	
	図画工作科教育法研究	選択	1	
	体育科教育法	選択	1	
	体育科教育法研究	選択	1	
	家庭科教育法	選択	1	
	家庭科教育法研究	選択	1	
	外国語科教育法	選択	1	
	外国語科教育法研究	選択	1	
家庭科教育法Ⅰ	選択	4		
家庭科教育法Ⅱ	選択	4		

	教職実践演習（幼・小・中）	選択	2	
	事前事後指導（小学校）	選択	1	
	事前事後指導（中学校）	選択	1	
	教育実習（小学校）	選択	4	
	教育実習（中学校）	選択	2	
	学校支援活動	選択	1	
子育て支援	保育原理	選択	2	
	保育・教職論（幼稚園）	選択	2	
	子ども家庭福祉	必修	2	
	社会福祉	選択	2	
	子ども家庭支援論	選択	2	
	社会的養護Ⅰ	選択	2	
	子どもの保健	必修	2	
	子どもの健康と安全	選択	1	
	子どもの食と栄養	選択	2	
	保育の計画と評価	選択	2	
	教育課程論（幼稚園）	選択	2	
	子どもと健康	選択	1	
	子どもと人間関係	選択	1	
	子どもと環境	選択	1	
	子どもと言葉	選択	1	
	子どもと表現Ⅰ	選択	1	
	子どもと表現Ⅱ	選択	1	
	保育内容総論	選択	2	
	保育内容健康	選択	2	
	保育内容人間関係	選択	2	
	保育内容環境	選択	2	
	保育内容言葉	選択	2	
	保育内容表現	選択	2	
	乳児保育Ⅰ	選択	2	
	乳児保育Ⅱ	選択	1	
	障がい児保育Ⅰ	選択	1	
	障がい児保育Ⅱ	選択	1	
	社会的養護Ⅱ	選択	1	
	子育て支援	選択	1	
	保育方法論	選択	2	
	保育実習指導Ⅰ（A）	選択	1	
	保育実習指導Ⅰ（B）	選択	1	
	保育実習指導Ⅱ	選択	1	
	保育実習指導Ⅲ	選択	1	
保育実習Ⅰ（A）	選択	2		
保育実習Ⅰ（B）	選択	2		
保育実習Ⅱ	選択	2		
保育実習Ⅲ	選択	2		
保育・教職実践演習（幼稚園）	選択	2		

	事前事後指導（幼稚園）	選択	1	
	教育実習Ⅰ（幼稚園）	選択	2	
	教育実習Ⅱ（幼稚園）	選択	2	
単位 互 換 科 目	放送大学科目Ⅲ	選択	—	単位は修得した科目の単位数を認定する
	放送大学科目Ⅳ	選択	—	
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅲ	選択	—	
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅳ	選択	—	
研 究 業	心理学特講	選択	2	この2科目の中から、1科目2単位以上 選択必修
	児童学特講	選択	2	
	卒業論文	必修	4	
合計			233	必修科目 24 単位（含選択必修科目 8 単位）に選 択科目 70 単位を加え、94 単位以上修得すること。

【専門科目の卒業要件】

必修科目 24 単位（含選択必修科目 8 単位）に選択科目 70 単位を加え、94 単位以上修得すること。

教養・基礎教育科目（社会福祉学科）

区分	授 業 科 目	必修・選択 の別	単位数	備考	
導 入 科 目	1 年 次 セ ミ ナ ー	必修	2		
SDGs 関連科目	人 権 教 育	選択	2		
	日 本 国 憲 法	選択	2		
	心理学概論（心理学と心理的支援Ⅰ）	選択	2		
	日 本 語 リ テ ラ シ ー	選択	2		
	現 代 生 活 論	選択	2		
	国 際 社 会 と 日 本	選択	2		
キ ャ リ ア 科 目	地 球 環 境 論	選択	2		
	キ ャ リ ア デ ザ イン 論	選択	1		
	ボ ラ ン テ ィ ア 論	選択	1		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ 実 習	選択	1		
デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目	ボ ラ ン テ ィ ア 実 習	選択	1		
	情 報 リ テ ラ シ ー Ⅰ	選択	2	この 6 科目の中 から、 3 科目 6 単位 以上選択必修	
	情 報 リ テ ラ シ ー Ⅱ	選択	2		
	情 報 リ テ ラ シ ー Ⅲ	選択	2		
	調 査 と 統 計	選択	2		
	デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 Ⅰ	選択	1		
デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 Ⅱ	選択	1			
外 国 語 科 目	英 語 Ⅰ	必修	1		
	英 語 Ⅱ	必修	1		
	英 語 Ⅲ	選択	1	この 1 2 科目の中 から、 2 科目 2 単位 以上選択必修	
	英 語 Ⅳ	選択	1		
	英 語 資 格 認 定 Ⅰ	選択	1		
	英 語 資 格 認 定 Ⅱ	選択	2		
	フ ラ ン ス 語 Ⅰ	選択	1		
	フ ラ ン ス 語 Ⅱ	選択	1		
	韓 国 語 Ⅰ	選択	1		
	韓 国 語 Ⅱ	選択	1		
	中 国 語 Ⅰ	選択	1		
	中 国 語 Ⅱ	選択	1		
	留 学 生 日 本 語 Ⅰ	選択	1		「外国人留学生選考」 合格者のみ履修可
	留 学 生 日 本 語 Ⅱ	選択	1		
ス ポ ー ツ 健 康 科 目	レ ク リ エ ー シ ョ ン 概 論	選択	2		単位は修得した科目の単 位を認定する
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技 ・ 実 習	選択	2		
	ス ポ ー ツ 健 康 講 義	選択	1		
	ス ポ ー ツ 健 康 実 習	選択	1		
防 災 関 連 科 目	災 害 を 知 る	選択	2	「防災士」 関連科目	
	災 害 に 備 え る	選択	2		
単 位 互 換 科 目	放 送 大 学 科 目 Ⅰ	選択	—		
	放 送 大 学 科 目 Ⅱ	選択	—		
	大 学 コ ン ソ ー シ ャ ム 岡 山 科 目 Ⅰ	選択	—		

区分	授 業 科 目	必修・選択 の別	単位数	備考
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅱ	選択	—	
学 科 基 礎 科 目	生 活 福 祉 論	選択	2	
	住 ま い と 福 祉	選択	2	
	福祉情報コミュニケーション	選択	2	
	社会の変化と社会福祉	選択	2	
	数 学 の 基 礎	選択	2	
	合計		65	必修科目 14 単位 (含む選択必修科目 10 単位) 選択科目 51 単位

【 教養・基礎教育科目の卒業要件】

必修科目 4 単位、 選択必修科目 10 単位以上と選択科目 16 単位を合わせた計 30 単位以上を修得のこと。

専門教育科目（社会福祉学科）

授業科目		必修・選択の別	単位数	備考	
専門基幹科目	社会福祉系	児童・家庭福祉Ⅰ	必修	2	
		児童・家庭福祉Ⅱ	選択	2	
		高齢者福祉Ⅰ	必修	2	
		高齢者福祉Ⅱ	選択	2	
		障害者福祉Ⅰ	必修	2	
		障害者福祉Ⅱ	選択	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	必修	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	選択	2	
		社会福祉と包括的支援体制Ⅰ	必修	2	
		社会福祉と包括的支援体制Ⅱ	選択	2	
		介護概論	選択	2	
		加齢の理解	選択	2	
		障害の理解	選択	2	
	まちづくり系	NPO・ボランティア活動論	選択	2	
安全・安心のまちづくり		選択	2		
地域づくりと環境デザイン(演習)		選択	2		
地域づくりと住民参加(演習)		選択	2		
地方自治体施策とまちづくり		選択	2		
中山間地福祉のまちづくり		選択	2		
専門展開科目	貧困に対する支援	選択	2		
	社会福祉事業史	選択	2		
	社会保険Ⅰ	選択	2		
	社会保険Ⅱ	選択	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	必修	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	必修	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	選択	4		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	選択	4		
	社会福祉調査の基礎	選択	2		
	福祉サービスの組織と経営	選択	2		
	権利擁護を支える法制度	選択	2		
	刑事司法と福祉	選択	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	選択	1	30時間	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	選択	1	30時間	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	選択	1	30時間	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	選択	1	30時間	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	選択	1	30時間	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	選択	1	30時間	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	選択	2	60時間	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	選択	1	52.5時間	
ソーシャルワーク実習Ⅱ	選択	4	187.5時間		
介護実習	選択	1			

授業科目		必修・選択の別	単位数	備考
	医学概論	選択	2	
	人体構造及び日常生活行動に関する理解	選択	2	
	リハビリテーション論	選択	2	
	心理学と心理的支援Ⅱ	選択	2	
	社会学と社会システム	選択	2	
	医療ソーシャルワーク論	選択	2	
	保健医療と福祉	選択	2	
	精神保健	選択	2	
	家庭支援論	選択	2	
	福祉情報論及び同演習	選択	2	
	ウェブリテラシー演習	選択	2	
	福祉のまちづくり基礎演習	選択	2	
	福祉のまちづくり論	選択	2	
その他の 専門科目	衣生活論	選択	2	
	食生活論	選択	2	
	住生活論	選択	2	
	教育心理学	選択	1	
	特別支援教育の理解	選択	1	
	コミュニケーション演習	選択	2	
	情報のユニバーサルデザイン論	選択	2	
	パソコン演習Ⅰ	選択	2	
	パソコン演習Ⅱ	選択	2	
簿記会計学	選択	2		
単位互換科目	放送大学科目Ⅲ	選択	—	
	放送大学科目Ⅳ	選択	—	
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅲ	選択	—	
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅳ	選択	—	
卒業研究系	特別演習Ⅰ	必修	2	
	特別演習Ⅱ	選択	2	
	特別演習Ⅲ	必修	1	
	卒業研究	選択	4	
合計			133	

【 専門教育科目の卒業要件】

専門基幹科目 24 単位以上(必修科目 10 単位を含む)、 専門展開科目 40 単位以上(必修科目 4 単位を含む)、 卒業研究系 3 単位以上(必修科目 3 単位を含む) 及びその他の専門科目を含め、 94 単位以上を修得すること。

【学則】別表 2

教職に関する科目（食物学科）

授業科目	必修・選択の別	単位数	備考
教 職 論	選択	2	
教 育 原 理	選択	2	
教 育 心 理 学	選択	1	
特別支援教育の理解	選択	1	
教 育 課 程 論	選択	2	
教 育 経 営 論	選択	2	
家 庭 科 教 育 法 I	選択	4	
家 庭 科 教 育 法 II	選択	4	
道 徳 教 育 指 導 論	選択	2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	選択	2	
教育方法技術論・情報通信技術教育論	選択	2	
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	選択	2	
教 育 相 談	選択	2	
教職実践演習（中・高）	選択	2	
教 職 実 践 演 習（栄養教諭）	選択	2	
事 前 事 後 指 導（家庭）	選択	1	
事 前 事 後 指 導（栄養教諭）	選択	1	
教 育 実 習 I（家庭）	選択	2	
教 育 実 習 II（家庭）	選択	2	
教 育 実 習（栄養教諭）	選択	1	
計		39	

教職に関する科目（社会福祉学科）

授業科目	必修・選択の別	単位数	備考
教 職 論	選択	2	
教 育 原 理	選択	2	
教 育 経 営 論	選択	2	
教 育 課 程 論	選択	2	
福 祉 科 教 育 法	選択	4	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	選択	2	
教育方法技術論・情報通信技術教育論	選択	2	
生徒・進路指導論	選択	2	
教 育 相 談	選択	2	
教職実践演習（高）	選択	2	
事 前 事 後 指 導	選択	1	
教 育 実 習	選択	2	
計		25	

美作大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則に基づき、授業科目の履修、試験および成績評価に関する事項を定める。

(履修登録)

第2条 授業科目は、原則として当該学科開講及び当該学年次のものを履修登録しなければならない。ただし、他学科の専門科目のうち自由選択科目に指定されている授業科目については、この限りではない。

2. 授業科目の履修登録は、各学期初めの指定期日までに、教務課で所定の手続きを行わなければならない。
3. 開講される授業科目は、その内容や教室の収容人員の都合により、履修の制限を行うことがある。
4. 履修登録していない授業科目については、単位を認定しない。
5. 履修登録の締切り後は、原則として追加・変更を認めない。
6. 止むを得ない事情により、指定期日までに履修登録ができない場合は、あらかじめ教務課長の許可を受けなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第2条の2 各学期及び年間に履修登録できる単位数に上限を設ける。上限単位数は各学科の内規において定める。

(定期試験)

第3条 定期試験を受験できるのは、履修登録をした科目とする。ただし、次の各号の何れかに該当する者は、この資格を失う。

- (1) 当該学期分までの学費が、未納である者。
- (2) 履修登録した授業科目の出席時数が、授業時数の3分の2に満たない者。
2. 授業科目の単位認定は、原則として試験によるものとする。ただし、平常点等により単位認定を行う場合がある。
3. 学則第10条第2項に規定する授業科目については、当該科目の学修成果の評価により、単位認定を行う場合がある。
4. 無断で試験を欠席した場合は、当該科目の成績評価を0点とする。
5. 定期試験実施の取り扱いについては、別に定める。

(不正行為)

第4条 定期試験において不正行為又はそれとみなされる行為を行った者には、受験を中止させる。

2. 不正行為又はそれとみなされる行為を行った者は、当該受験科目を不可とし、学則第42条に基づき懲戒処分を課す。
3. 前項の規定により不可となった授業科目について単位修得を希望する場合は、次年度以降再履修しなければならない。

(追試験)

第5条 病気・忌引またはやむを得ない事情で定期試験を欠席する場合は、追試験願(様式・教-1)に次の何れかの書類を添えて教務課へ提出し、教務委員会の議を経て、追試験を許可することができる。

- (1) 医師の診断書
- (2) 保証人作成の欠席理由書(様式自由)
- (3) 交通機関の事故証明書
- (4) 忌引届(本学所定様式)
- (5) 公欠願(本学所定様式)
- (6) その他欠席したという理由書(様式自由)
2. 追試験願は、原則として定期試験最終日から3日以内に提出するものとする。
3. 追試験は、あらかじめ指定された期日に行うものとする。ただし、欠席した場合は、当該科目を放棄したものとする。
4. 追試験の実施は、1回限りとする。

(成績評価)

第6条 成績の評価は、優・良・可・不可の4段階とし、可以上を合格とする。なお、それぞれの評語に対応する評点区間・評価基準は次の通りとする。

優	100点 ～ 80点以上	到達目標を十分に達成し、優秀な成績をおさめている
良	80点未満 ～ 70点以上	到達目標を達成している
可	70点未満 ～ 60点以上	到達目標を最低限度達成している
不可	60点未満	到達目標を達成していない

2. 前項の規定に関わらず、教育上有益と認めるときは学修の成果を評価して単位認定のみを行うことがある。
3. 成績評価が不可（不合格）の授業科目は、原則として次年度以降に再履修するものとする。

(再試験)

第7条 第6条第3項の規定に関わらず、特に許可された者に対しては、再試験が行われる場合がある。

2. 再試験が許可された者は、当該授業科目再試験日の3日前までに再試験願（様式・教-1）を教務課に提出しなければならない。なお、再試験料（1科目につき1,000円）は、経理課に納入しなければならない。
3. 再試験の実施は、原則として当該授業科目が終了した学期の翌学期の定期試験開始日前日までとする。
4. 本規程第3条3項規定により単位認定を行う授業科目については、再履修することとし、再試験を実施しないものとする。
5. 再試験は、あらかじめ指定された期日に行うものとする。ただし、欠席した場合は、当該科目を放棄したものとする。
6. 再試験の実施は、1回限りとする。
7. 再試験により合格となった場合の成績評価は、可とする。

(卒業論文および卒業研究)

第8条 卒業論文および卒業研究については、別に定める。

(所管課)

第9条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

5. この規程は、その一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
6. この規程は、その一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。